

# 令和 年度（ 年分）住民税（市民税・県民税）申告書

流山市長あて

## （上場株式等の配当・譲渡所得等の課税方式選択申出書）

年 月 日提出

現住所		電話番号	
1月1日住所	<input type="checkbox"/> 同上	個人番号	
フリガナ		生年月日	
氏名		明・大・昭・平・令	
		年 月 日	

**必要な書類**

- ①該当年分の確定申告書（控）の写し
- ②株式等の取引明細がわかるもの（特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書等）の写し
- ③身元確認書類、個人番号確認書類

所得税（復興特別所得税分含む）15.315%と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されている上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式により住民税を課税することができます。裏面の注意事項を確認し、選択や記入をしてください。

（所得税の源泉徴収20.42%のものは、住民税が源泉徴収されていないので必ず申告が必要です。）

**1. 確定申告をした上場株式等の所得を記入してください。（損益通算前の金額で記入してください）**

		所得金額	住民税の源泉徴収額
上場株式等の配当等所得	総合課税分		
	分離課税分		
上場株式等の譲渡所得等	分離課税分		

※左表の住民税の源泉徴収額の記載誤りがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

**2. 上記の上場株式等の所得について、申告する番号に○や記入をしてください。**

- (1) 住民税では全て申告しません。
- (2) 住民税では下記の所得として申告します。

(2) は以下の例の場合などに使用します。  
例 確定申告で総合課税を選択した配当等所得を住民税では分離課税で申告する。

		所得金額	住民税の源泉徴収額
上場株式等の配当等所得	総合課税分		
	分離課税分		
上場株式等の譲渡所得等	分離課税分		

**3. 所得税とは異なる住民税の繰越損失額がある場合に記入してください。**

譲渡損失の生じた年分	繰り越されている上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	翌年分に繰り越す金額
3年前分	a	d	今回、使い切れなかった損失は翌年分に繰り越すことはできません。
2年前分	b	e	①b - e
前年分	c	f	②c - f
本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ( (d) + (e) + (f) )		g	



市処理欄	宛名番号	リスト	入力	照合（2チェック）	確申データ	普徴・特徴・差普	前年繰越
	-						

# 提出にあたっての注意事項

※ この課税方式の選択により所得金額等が変わることで、国民健康保険料などの他の制度に影響を与える場合があります。次の注意事項を必ずご確認ください。また、申告者ご自身の判断により提出をお願いします。

## 【申告書の提出期限について】

原則として、当該年度の申告期限（3月15日）までにこの申告書を提出することが必要です。

ただし、申告期限後であっても、納税通知書が送達される前まで（給与特別徴収（給与天引き）の場合は5月31日、普通徴収（納付書や口座振替・年金天引き）の場合は6月上旬頃）までに提出されたものは有効です。住民税が源泉徴収されていない場合や当該年度の納税通知書の送達後に提出した場合は、課税方式の選択はできません。

## 【課税方式の選択について】

- ① 所得税および住民税が源泉徴収されている特定口座（以下、「源泉徴収口座」といいます。）における上場株式等に係る配当等所得または譲渡所得等を申告するかどうかは源泉徴収口座の配当等所得・譲渡所得等ごとに選択することができます。（1回の譲渡ごと・1回に支払いを受ける上場株式等の配当等所得ごとの選択はできません。）
- ② 同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と配当等所得で損益通算されている場合は、申告の際には、口座内の全ての所得を申告する必要があります。
- ③ 対象となる源泉徴収口座は所得税（復興特別所得税分含む）15.315%と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものです。所得税の源泉徴収20.42%のものは、住民税が源泉徴収されていないので必ず申告が必要です。）
- ④ 所得税および住民税が源泉徴収されていない口座において生じた上場株式等に係る配当等所得および譲渡所得等については、申告不要とすることはできません。
- ⑤ 源泉徴収口座以外において生じた上場株式等に係る配当等所得で所得税および住民税が源泉徴収されている配当等は、1回に支払いを受けるべき配当ごとに課税方式を選択できます。
- ⑥ 住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当等所得および譲渡所得等については、総合課税を選択した場合に適用できる配当控除や配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。また、申告不要を選択した上場株式等に係る譲渡損失を翌年度以降に繰り越すことはできません。なお、所得税とは別に住民税で損失を繰り越す場合は、毎年この申告書の提出が必要となります。
- ⑦ 上場株式等に係る配当等所得および譲渡所得等について申告不要を選択したことにより、医療費控除、寡婦・ひとり親控除や勤労学生控除等の一部所得控除において、所得税と住民税で控除額に差が生じる場合があります。
- ⑧ 上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。